

## 異業種に学ぶ 「ファッション・ロー」を利用した「ブランド戦略」 ～商標法、不競法、意匠法、著作権法、民法(契約)の戦略的活用(知財ミックス)～

平成29年4月25日(火) 10:00～17:00

講師 **青木 博通 氏** ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆ファッション・ローとは、ファッション(被服、かばん、靴等)業界を対象とした法律、特に、商標法、不競法、意匠法、著作権法、民法(契約)を指します。
- ◆ファッション業界には、技術が少なく、商品寿命も短いものから長いものまで様々であるため、特許法より、商標法、不競法、意匠法、著作権法、民法(契約)が巧みに組み合わせられて効果的に利用されています(知財ミックス)。
- ◆このような「知財ミックス」の視点から、知的財産戦略としてファッション・ローが異業種からも注目されています。
- ◆本講座では、ファッション業界は、ファッション・ローをどのように組み合わせるブランド戦略を立てているか、攻めと守りの視点から裁判例等を交えて解説します。
- ◆ファッション業界だけでなく、電気、自動車、機械、食品、エンターテインメント、金融、小売の分野においても、ファッション・ローを利用した最先端のブランド戦略を身につけることは、新たなブランド戦略のヒントになります。
- ◆講師として、欧米のファッション・ブランドの保護を長年手がけるとともに異業種にもファッション・ローの手法を応用してきた弁理士の青木博通氏(文化ファッション大学院大学非常勤講師)をお招きします。

**<解説内容>**

- |                            |                       |                                |
|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 1. ファッション・ローとは             | 6. 意匠法の戦略的活用          | 権、民法の使い分けとブランド戦略(知財ミックス)       |
| 2. ファッションの世界の特徴と他の産業への影響   | ・何を登録するか。             | (1) 商品の保護 (2) タッチポイントの保護       |
| 3. ファッションは非技術的・知的財産権活用の最先端 | ・登録要件・保護範囲についての特記事項   | 10. 国際登録制度と欧州共同体商標・意匠制度の戦略的活用  |
| 4. 商標法の戦略的活用               | ・戦略的活用                | 11. 英国のEU離脱とブランド戦略             |
| ・何を登録するか。                  | 7. 著作権法の戦略的活用         | 12. 他社の事例研究                    |
| ・登録要件・保護範囲についての特記事項        | ・何を保護するか。             | (1) 欧州企業 (2) 米国企業 (3) 日本企業     |
| ・戦略的活用                     | ・保護要件・保護範囲についての特記事項   | 13. 商標 Troll, 商標 Bully, 商標の横取り |
| 5. 不正競争防止法の戦略的活用           | ・戦略的活用例               |                                |
| ・何を保護するか。                  | 8. 民法(契約)の戦略的活用       |                                |
| ・保護要件・保護範囲についての特記事項        | ・どのような契約とするか。         |                                |
| ・戦略的活用例                    | ・契約内容の特記事項            |                                |
|                            | ・戦略的活用例               |                                |
|                            | 9. 商標権、不正競争防止法、意匠権、著作 |                                |

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆日時:平成29年4月25日(火) 10:00～17:00

◆会場:発明会館7階 研修ルーム

◆定員:50名

◆講師:青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料:会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申込:FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp 「知財 ist 研修・スポット講座他」)